

19 世紀における美作国吉井川流域の鉄穴流しと稼業制限

徳 安 浩 明

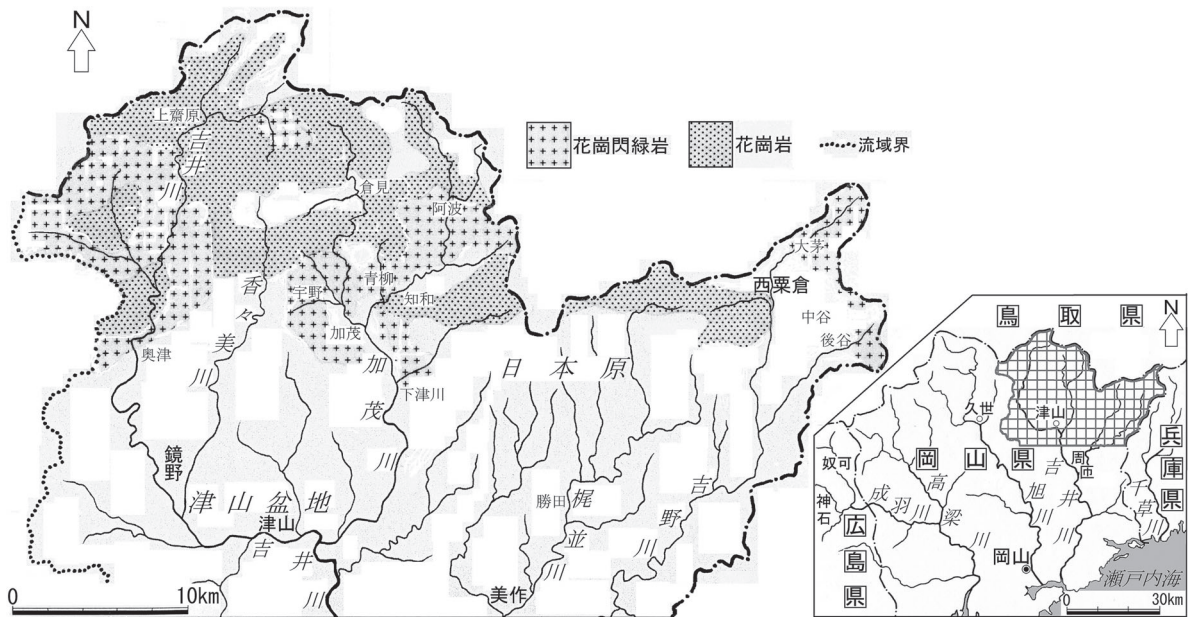
I. はじめに

18 世紀後半の伯耆国日野郡においてたたら（鑪）製鉄を経営していた下原重仲は、たたら（製鉄場）の立地要因として、「凡そ鉄砂が第一の物也、一に粉鉄、二に木山…」と記している¹⁾。たたら製鉄にとってもっとも重要な原料である砂鉄の多くは、花崗岩や斑れい岩、閃緑岩などの風化土の中から、鉄穴流しとよばれる比重選鉱法によって採取された²⁾。しかし、風化土に含有される砂鉄は微量であり、鉄穴流しは大規模な地形改変を引き起こした。そのため、鉄穴流しの稼業された下流域には莫大な量の廃土が流出し、河床上昇に起因する水害や舟運の障害、かんがい・生活用水の汚濁などといった鉱害がもたらされた。これらの被害を受けた下流側の水請村と上流側の鉄穴稼ぎ村との間では紛争が多発し、鉄穴流しはさまざまな稼業制限を受けていた。

鉄穴流しの研究課題としては、その稼業状況や技術・構造面の解明のみならず、地形改変や掘削地点の農業的開発、鉱害、経営や労働の実態把握など多岐にわたる³⁾。そのため、鉱害に限っても多くの研究が蓄積されており、本稿で対象とする美作国吉井川流域では、田村⁴⁾や宗森⁵⁾、安藤⁶⁾、拙稿⁷⁾、鳥羽⁸⁾が、鉄穴流しにともなう鉱害と紛争の実態について報告している。地方自治体が刊行した史誌類⁹⁾にも鉱害に関する記述は多くみられる。その結果、江戸期の吉井川流域における鉄穴流しと鉱害の概要については、すでに多くのことが明らかになっている。しかし、幕末から明治期にかけての状況については、未解明な部分が少なくない。

ところで、筆者¹⁰⁾は伯耆国の日野川流域を事例として、江戸期から明治中期に至る鉄穴流しと水害に対する藩・行政機関と、流域住民の対応などについて検討している。その結果、19 世紀前半の日野川流域では、鳥取藩の主導によって、たたら製鉄の稼業地域と下流地域の間に協調体制が構築されたものの、明治初期にはその体制が消滅したことを指摘した。その際、藩が主導的な役割を果たし得たのは、たたら製鉄の稼業地域と水害を受けた下流域とがともに鳥取藩領であったことによる。しかし、江戸期における吉井川流域の支配関係は後述するように複雑である上に、鉱害を受ける下流域には備前国岡山藩が位置する。岡山藩は吉井川流域の鉄穴流しの制限を繰り返し強く求め、江戸幕府がその調停にあたっていた。このような支配関係にある地域では、鉄穴流しはよりきびしい稼業制限を受けたにちがいない。そして、明治期に入ると、吉井川の全流域は岡山県に属することになった。そのような政治的な移行期に、鉄穴流しの稼業はどのように推移し、やがて終焉を迎えたのであろうか。

本稿では、幕藩体制下における為政者側と、明治期における国や岡山県の対応を検討し、吉井川流域における鉄穴流しの稼業とその制限の状況を通時的に明らかにする。言うまでもなく、鉄穴流しの稼業制限は、たたら製鉄による鉄生産の動向にも大きな影響をあたえるものである。そこで、終章では、この点についても言及したい。



第1図 吉井川流域北部の概観と花崗岩類の分布

資料) 20万分の1日本シームレス地質図など

吉井川は、中国脊梁山地の一角をなす作北山地に源を発し、津山盆地で加茂川を、赤磐市周匝付^{すさい}近で吉野川を合わせたのち、瀬戸内海へ注ぐ（第1図）。鉄穴流しの稼業は、津山盆地以北の吉井川上流域を中心に、津山市加茂町から流出する加茂川上流域と、県北東部の西栗倉村を水源とする吉野川の源流部において確認されている。これらの稼業地域は、いずれも花崗閃緑岩と花崗岩の分布域となっている。そこで次章では、これらの3つの流域ごとに、19世紀初頭から幕末までの鉄穴流しの稼業とその制限の状況について検討していく。

II. 幕藩体制下における鉄穴流しと稼業制限

1. 吉井川上流域

吉井川上流域は、苫田郡鏡野町のうちの上齋原・奥津・鏡野の3地区とほぼ一致する。吉井川上流域に位置する60あまりの近世村（以下、村名はすべて近世村を示す。）は、元禄11年（1698）にすべて津山藩領となった。そして、享保11年（1726）の津山藩減知によって、吉井川西岸と東岸^{いり}の入村上分より北に位置する38カ村が幕府領となった。その後、鉄穴稼ぎ村をふくむ38カ村は、鳥取藩預地を経て、播磨国三日月藩領となっている。これらの38カ村のうち、下流部の12カ村と最上流部の上齋原村および下齋原村は、天明7年（1787）には下総国佐倉藩領、寛政11年（1799）から文化9年（1812）までは幕府領となった。文化9年以降には、吉井川上流域の全域が津山藩預地または津山藩領となって幕末を迎えている。

たたら製鉄は、18世紀初頭以降、上齋原村の各地や、養野、至孝野^{しこうの}、奥津、下齋原、羽出、越畑といった村々において稼業されている。鉄穴流しの稼業が史・資料によって確認できる鉄穴稼ぎ村は、上齋原、下齋原、奥津川西^{ながとう}、長藤、奥津、羽出、養野、至孝野、西屋、井坂、箱、杉の12カ村である。拙稿¹¹⁾にその後に得た知見を加味すると、19世紀初頭から幕末にかけての鉄穴流しの稼業状況は、つぎのようにまとめられる（第1表）。

第 1 表 18 世紀末期から幕末までの吉井川上流域における鉄穴流しの稼業と制限

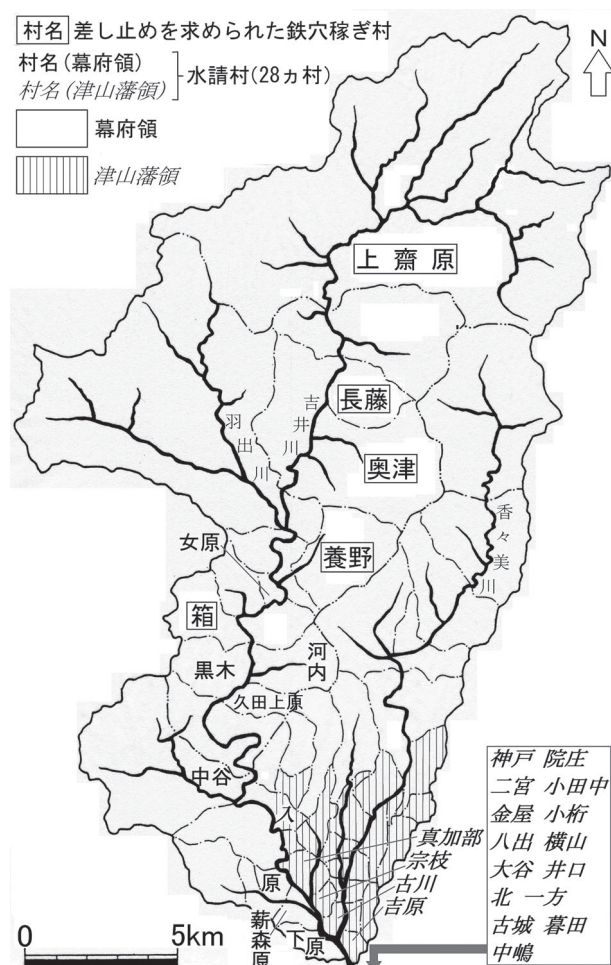
年	鉄穴流しの稼業と制限の状況など	脚注
寛政 3 年 (1791)	幕府領久世代官所支配の女原・西屋・黒木村が、同じ幕府領の奥津・奥津川西・長藤村における鉄穴流しの中止を久世代官所（真庭市久世）に求めた。代官の早川八郎左衛門は、奥津川西村と長藤村に対しては濁水流出の停止、運上銀を納める鉄鍛冶名義の稼ぎではない奥津村の鉄穴流しに対してはその禁止を命じた。	(a) (b)
寛政 7 年 (1795)	女原・黒木村と佐倉藩領の久田下原・原・薪森原・下原村が西吉田代官所（津山市）に対して、佐倉藩領上齋原村における鉄穴流しの停止を求めた。佐倉藩藩主堀田相模守は、上齋原村における鉄鍛冶稼ぎの継続を認めなかった。幕府領の奥津・奥津川西・長藤村の鉄穴流しは、勘定奉行曲淵甲斐守によって差し止めとなった。	(b) (c)
寛政 8 年 (1796)	上齋原村が、前年に継続が許可されなかった鉄鍛冶稼ぎの再開を西吉田代官所に願い出た。その理由として、運上銀を納め、10 月から 2 月まで鉄穴流しを稼業し、何十年間も行ってきた鉄鍛冶稼ぎが差し止められた結果、冬の諸稼ぎを欠くことになった上齋原村は、年貢米の上納にも困窮し、「一村退転歴然」となっていることなどがあげられている。上齋原村の鉄鍛冶稼ぎはほどなく再開された。	(c) (d)
享和 2 年 (1802)	上齋原村は、幕府領久世代官所支配となった以降も鉄地鍛冶稼ぎは認められてきているとした上で、8 月から 2 月までの「鉄砂稼ぎ」名目の稼ぎを認められた。	(c)
文化元年 (1804)	幕府領久世代官所支配の上齋原・奥津・長藤・養野・箱村のうちの 7 ヶ所において鉄穴流しが稼業されたため、同代官所支配の 8 ヶ村と津山藩領の 20 ヶ村からなる 28 ヶ村がその中止を求める訴訟を起こした。	(e)
文化 2 年 (1805)	奥津・長藤・養野・箱の 4 ヶ村は、鉄穴流しを差し止めに同意した。しかし、上齋原村のみは、冥加銀の上納を理由に差し止めを受け入れなかった。	(c) (e)
文化 3 年 (1806)	28 の水請村は、江戸評定所に上齋原村を訴えた。その結果、寺社奉行の松平右京亮の勧めによって、上齋原村における新規の「鉄砂稼ぎ」名目を停止し、訴訟方村々へは濁水を決して流さないという内済議定証文が取り交された。	(c)
文化 6 年 (1809)	文化 3 年の内済議定証文に反して鉄砂稼ぎを行ったとして、幕府領の 8 ヶ村と津山藩領の 28 ヶ村からなる 36 の水請村が上齋原村を訴えた。上齋原村が「鉄鍛冶稼ぎ」を行っているなどと主張したので、水請村は「破談御届」を出すことにした。	(f)
文政 3 年 (1820)	上齋原、下齋原、長藤、奥津、奥津川西、羽出・同西谷分、至孝野、養野、井坂、西屋、箱、杉・同坂手小原分の 12 (14) の鉄穴稼ぎ村と、入村下分、真加部、古川、宗枝、吉原、下原、薪森原、中谷村下分（以上、鏡野町鏡野地区）、黒木、河内、久田上ノ原、女原（以上、鏡野町奥津地区）、神戸、院庄、二宮、小田中村新田分、中嶋、暮田、古城、一方、北、井ノ口、大谷、横山、八出、小桁、金屋（以上、津山市）の 28 の水請村との間で、鉄穴流しの再開に関する合意（以下「協定」）が成立した。その理由として、「極山中夏作一毛取りの村柄」である鉄穴稼ぎ村では「惣百姓必至困窮」である一方、同じ津山藩の支配を受けるようになり、鉄穴流しは鉄穴稼ぎ村のみならず「近郷一円の潤に相成」ことがあげられている。鉄穴流しの再開にあたり、鉄穴流しの稼業は秋彼岸から春彼岸までに限り、稼業の年限を本年から 10 年間、毎年鉄穴稼ぎ村は濁水被害の手当（銀 20 貫匁）を支払うことなどが条件とされた。	(g)
天保元年 (1830)	期限切れを迎えた文政 3 年の「協定」が 3 年間延長され、12 ヶ村での「鉄山稼」に対して、天保 4 年からは 1 ヶ所の「鉄山」の稼業が認められている。	(h)
天保 5 年 (1834)	上齋原、下齋原、長藤、奥津、奥津川西、羽出、羽出西谷分、養野の「鉄山稼」と、33 の水請村との「協定」が成立し、「鉄山稼」ぎ村 8 ヶ村のうち、1 ヶ所の「鉄山」が弘化 3 年 (1846) まで認められた。	(h)
天保 13 年 (1842)	下流 33 ヶ村との「協定」にもとづいて、「鉄山稼」ぎ村 8 ヶ村のうち、2 ヶ所の「鉄山鉦」と「添鉦」の稼業が 30 年間認められた。	(i)
弘化 4 年 (1847)	稲実屋儀七郎による鉄穴流しが弘化 3 年以降も行われたため、羽出村新古屋の鉄穴と、当村の鉄山に対する襲撃事件が発生した。	(j)
嘉永 2 年 (1849)	銀 25 貫匁の手当を条件に、8 ヶ村で 2 ヶ所の「鉄山稼」が認められ、2 ヶ所の鉄穴流し（上齋原村梅ノ木・杉小屋）が万延元年まで認可された。	(k)
安政 3 年 (1856)	26 の水請村との間で、4 年間、銀 15 貫匁の手当、8 ヶ村で「鉄山稼」2 ヶ所、鉄穴流し 2 ヶ所の稼業が認められた。	(l)
万延元年 (1860)	26 の水請村への手当（銀 24 貫匁）を条件に、8 ヶ村で 2 ヶ所の鉄穴流し（奥津村水・奥津村庭うね）が元治元年まで認められた。	(m)
元治元年 (1864)	26 の水請村への手当（銀 24 貫匁）を条件に、羽出村新古屋と奥津（原文：長藤）村庭うねの鉄穴流しが慶応 4 年まで認められた。	(n)
慶応 4 年 (1868)	26 の水請村への手当（銀札 27 貫目）を条件に、8 ヶ村で 2 ヶ所の鉄穴流し（上齋原村木路・天王）が明治 5 年まで認められた。	(o)

脚注：①寛政 3 年「乍恐以書付奉願上候」。②寛政 3 年「指上申一札之事」。③文化 3 年「差上申済口証文之事」。④寛政 8 年「鉄地鍛冶稼方御願」。⑤本文の注 5)、原典：文化 2 年「差出申一札之事」。⑥文化 6 年「上齋原村鉄砂稼故障出入一件」。⑦文政 3 年「差上申再熟談済口証文之事」。⑧天保 5 年「差上申熟談儀定証文之事」。⑨天保 13 年「乍恐以書付奉願上候」。⑩嘉永元年「乍恐以書付奉願上候」。⑪嘉永 2 年「熟談議定証文之事」。⑫安政 3 年「濁水議定証文之事」。⑬万延元年「濁水議定証文之事」。⑭元治元年「濁水熟談議定証文之事」。⑮慶応 4 年「濁水議定証文之事」。
[a～d・f・g・o：本文の注 9) ⑦、246-279 頁。h：本文の注 4)、141-142 頁。i～n：鏡野町上齋原・田瀬家文書・三船家文書。]

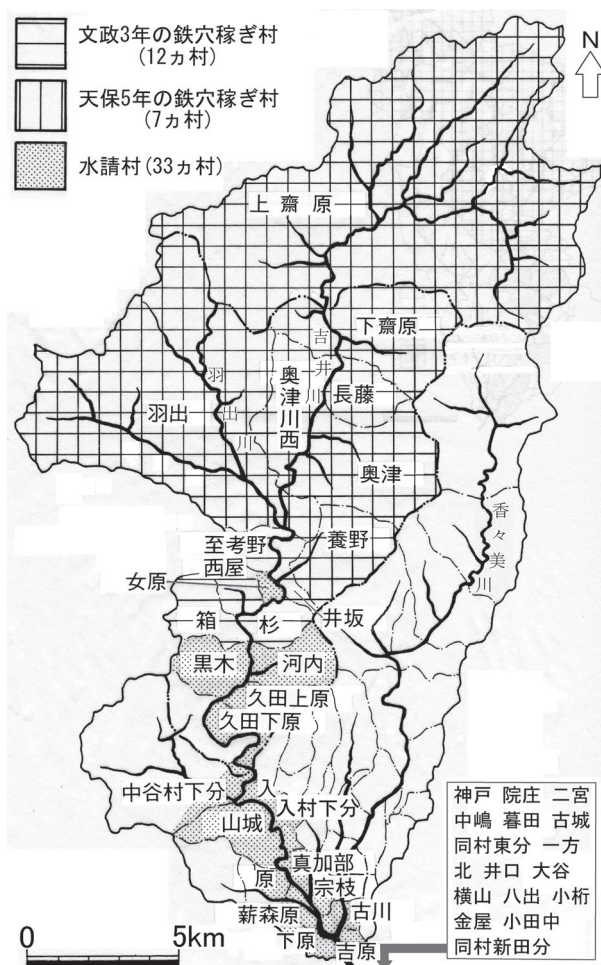
文化元年（1804）には、幕府領であった上齋原、奥津、長藤、養野、箱の5ヵ村7ヵ所で行われていた鉄穴流しに対し、廃土による被害を訴えた28の水請村（幕府領8ヵ村・津山藩領20ヵ村）がその差し止めを求めた（第2図）。4ヵ村はその差し止めに応じたものの、上齋原村は「鉄鍛冶稼」名義による鉄生産に対する寛政7年の差し止めが多く、離村者を生じさせ、一村存亡の危機となった結果、その再開が認められていること、享和2年（1802）以降も冥加銀を上納しつつ「鉄砂稼」名義の稼業を継続してきたことを主張して、その差し止めを受け入れなかった。

しかし、文化3年に江戸の評定所で双方が取り交わした証文¹²⁾には、「新規名目」の「鉄砂稼」は「急度相止め訴訟方村々へは以来都て濁水決して相流し申すまじく候」とあるように、上齋原村の鉄生産は大幅な縮小を余儀なくされている。そして、同6年には、下流に位置する幕府領8ヵ村と津山藩領28ヵ村のあわせて36ヵ村が同3年の証文に反して「鉄砂稼」を行ったとして、上齋原村を訴えている。これに対し、上齋原村は「鉄鍛冶稼」を行っているなどと主張し、両者の協議は決裂している。この顛末に関する記録はないものの、その後、吉井川上流域におけるたたら製鉄は操業停止に追い込まれたとみられる。

ところが、文化9年に吉井川上流域の全58ヵ村が津山藩預地または津山藩領となったのち、状況に変化が生じる。文政3年（1820）に、12の鉄穴稼ぎ村と水請村との間で、鉄穴流しの稼業年数や、たたらと鉄穴場の数、濁水の賠償などに関する合意（以下「協定」）のもと、鉄穴流しの稼業が認めら



第2図 文化元年における吉井川上流域の鉄穴稼ぎ村と水請村
資料) 第1表など



第3図 文政・天保期における吉井川上流域の鉄穴稼ぎ村と「協定」を結んだ水請村
資料) 第1表など

れたのである（第3図）。この「協定」に関する議定書¹³⁾には、水田単作地域であり農間稼ぎにも恵まれない鉄穴稼ぎ村では、鉄穴流しの禁止後に雑木が繁茂し、農作物への獣害が激化し、年貢上納に困窮した百姓が借銀を重ねるなど、村方の存続が難しくなっている。そして、鉄穴稼ぎ村と水請村の両者が津山藩の支配下にある中、鉄穴流しは稼ぎ村のみならず「近郷一円の潤」、すなわち津山藩領に経済的恩恵をあたえるとある。鉄穴流しが再開されるにあたっては、秋彼岸から春彼岸までの稼業期間を厳守すること、鉄穴稼ぎ村は濁水被害の手当（銀20貫匁）を毎年水請村に支払うこと、稼業年限を10年間とすることなどが条件とされた。

文政3年以降の吉井川上流域では、この「協定」のもとで、約50年間にわたって、たたらと鉄穴流しが稼業されたのである。しかし、吉井川上流域の鉄穴流しは、文化3年に幕府によって差し止められたままである上に、大きな制約を強いられている。そのような中であって、備後国と備中国を流れる高梁川流域の17世紀末期以降における鉄穴場の総数は、その支流にあたる広島藩領の成羽川上流域だけでもほぼ267ヵ所に定数化されていた¹⁴⁾。しかし、19世紀初頭ごろの高梁川下流域の水請村は、濁水の悪影響を受けても、稼ぎ村に対して鉄穴流しの稼業制限を求めている。高梁川下流域に位置する備中国の村々が鉄穴流しの稼業制限を求めないのは、広島藩領では鉄穴流しやたたら製鉄による収益が貢租体系の中に組み込まれていたことに起因するとされている¹⁵⁾。

高梁川流域がそのような状況にある中、文政6年以降、上齋原村は「上齋原並びに下齋原・奥津村にては慶長八歳御当国検地入りの節、鉄山場御取り調べ、別高に御改め仰せ付けられ、全作毛は取り申さず場所柄に御座候へ共、右稼ぎ御見込み御検地入りに仰せ付けられ」と主張しはじめる¹⁶⁾。吉井川上流域の北部においても慶長8年（1603）に「鉄山場」を調査した上で村高が改められ、「右稼ぎ」、すなわち鉄穴流しやたたらによる収入を見込んだ検地がなされたというのである。そして、津山藩の調査では、上齋原・下齋原・奥津・奥津川西の4ヵ村に合計117石ほどの「鉄山高」があるとされた¹⁷⁾。そこで津山藩は、文政7年2月にのちに津山藩鉄山御用掛となる綿屋正平を江戸に派遣し、寺社奉行の松平伯耆守に対して、鉄山高の存在を根拠としつつ、文化3年の内済議定証文に対する申し立てを行った。その結果、松平伯耆守配下の永田藤七は、一度取り交わした議定証文の変更はできないものの、「下方にて故障村々へ引き合ひ、熟談致し候様」という意向を示した。それを受けて、上齋原村および下齋原村と、水請村との間で話し合いがなされ、「鉄砂の義は谷筋・川筋にて少々つつ洗い取り、格別濁さず様心添へ致し、秋彼岸より春彼岸迄の間相稼ぎ候はば、都て障りにも相成りまじく候」ということになった¹⁸⁾。つまり、濁水を流さないよう配慮し、稼業期間を守るという条件のもと、鉄穴流しの稼業が追認されたのである。

しかし、その稼業は文政3年の「協定」の範囲内であり、実質的な稼業拡大には当初はほとんど結びつかなかったとみられる。なぜなら、天保元年（1830）に期限切れを迎えた「協定」が3年間延長されたものの、同4年の「鉄山」数は1ヵ所に限定されているからである。そのような中、天保5年に水請村と「協定」を結んだ「鉄山稼ぎ村」は、上齋原、下齋原、長藤、奥津、奥津川西、羽出・同西谷分、養野の7ヵ村に減少した（第3図）。

ところが、津山藩は天保5年までに「御鉄山」、すなわち藩営のたたらと大鍛冶を開設したように、積極的な産鉄政策をとるようになる。同13年には「鉄山鉦式ヶ所の事、但し添鉦等の義は水請村々におゐて差し構えこれなき稼方にて、申し越しの上取り極め」というように、「協定」のもと、2ヵ所のたたらに加え、その実態は判然としないものの「添鉦」の稼業も認められた¹⁹⁾。このように、この時期には、たたら数を制限することによって、濁水被害の軽減が図られていたとみられる。

嘉永2年(1849)には、8ヵ村の中で2ヵ所の「鉄山稼」ぎが、銀札25貫目の濁水手当を12年間支払う条件のもとで認可されている。そして、万延元年(1860)には、銀札24貫目の濁水手当を支払い、8つの稼ぎ村で「鉄穴式ヶ所」とする「協定」が4年間継続された。この鉄穴場を2ヵ所に限定した「協定」は明治初期まで継続することになり、上齋原村(杉小屋・梅ノ木・木路・天王)と、奥津村(水・庭うね)、羽出村(新古屋)の3ヵ村のうちの2ヵ所において鉄穴流しが稼業されたのである。

2. 加茂川流域

加茂川流域は吉井川上流域の東側に位置し、津山市に属している。近世のたたらは、津山市加茂町の倉見^{あおやぎ}や青柳、下津川、同市阿波^{あば}などに所在していたとされている²⁰⁾。加茂川流域における近世最大の産鉄地とみられる東北条郡倉見村とその付近は長く幕府領であった。ただし、倉見村は延享2年～宝暦4年(1745～1754)には鳥取藩預地、天明7年～寛政6年(1787～1794)には下総国佐倉藩領となっていた。水請村の多くは、近世を通じて津山藩領であった。

加茂川流域における鉄穴流しの稼業が史料によって確認できるのは、延享4年(1747)に限られる²¹⁾。同年、岡山藩と津山藩は、幕府に対して、鳥取藩預地内の倉見村および吉井川上流域の上齋原村ほか3ヵ村における鉄穴流しの停止を求めたのである。飲用・醸造用水やかんがい用水、舟運などへの支障を主張した両藩の訴えによって、幕府は上記5ヵ村の鉄穴流しを当年または翌年限りで差し止める決定を下している²²⁾。

その後、倉見村では、安永5年(1776)から「鋳鍛冶屋」名義での鉄生産が行われているものの、鉄穴流しの稼業状況については判然としない。そして、文化7年(1810)と翌年には、幕府領であった倉見・阿波・知和・宇野の4ヵ村で2ヵ所ずつの鉄穴流しの稼業願いが出されている。しかし、それは実現しなかった模様であり、文政10年(1827)にもその計画が模索されている²³⁾。

3. 吉野川流域

近世の吉野川流域において鉄生産が確認できるのは、現・西栗倉村^{おおがや}の大茅と影石、美作市の後山^{うしろやま}と中谷などである²⁴⁾。19世紀にたたらが稼業された大茅村は美作国北東端の吉野郡に位置し、たたら製鉄の稼業地域として著名な播磨国宍粟郡に接している。大茅村は、延享2年～寛政11年(1745～1799)まで播磨三日月藩領、その後幕府領となり、天保13年(1842)には播磨明石藩領となって幕末を迎えている。

吉野川源流部においては、元禄年間(1688～1704)に濁水鉋害を受けた水請村の要求によって鉄穴流しが差し止められ、享保年間(1716～1736)と安永9年(1780)には鉄穴流しの稼業願いが認可されていない²⁵⁾。そして、寛政8年(1796)には大茅村、寛政6年には後山村と中谷村において出された鉄穴流しの稼業願いも許可されていない(第2表)。

文化年間(1804～1818)の吉野郡は大茅村をふくめて広く幕府領となっていて、一部の村が常陸国土浦藩または下総国佐倉藩の領地となっていた。そして、吉野郡の下流側に位置する英田郡^{あいだ}には、上野国沼田藩領と播磨国龍野藩預地の村々が混在していた。そのような中、文化3年に播磨国山崎町^{いぎたに}の生谷屋武兵衛が、大茅村の御林山におけるたたらと鉄穴流しの稼業を願い出た。龍野役所が英田郡とその下流の勝南郡にある龍野藩預地の水請村15ヵ村に打診したところ、15ヵ村は過去の被害を主張して鉄穴流しの稼業に反対した。しかし、生谷屋による稼業は実際には行われた模様である²⁶⁾。

第 2 表 18 世紀末期から幕末までの吉野川流域における鉄穴流しの稼業と制限

年	鉄穴流しの稼業と制限の状況など	脚注
安永 2 年 (1773)	生野代官所（兵庫県朝来市生野）平岡彦兵衛代官の節に出された大茅村の御林山における鉄穴流しの稼業願いが、許可されなかった。	①
寛政 6 年 (1794)	丹後国久美浜代官支配の後山村と中谷村において出された鉄穴流しの稼業願いが、許可されなかった。	①
寛政 8 年 (1796)	大茅村での鉄穴流しの稼業願いに対し、生野代官所が「掛合」をしたものの、下流の水請村が稼業に反対し不許可となった。	①
文化 3 年 (1806)	播磨国山崎町の生谷屋武兵衛が、大茅村の御林山におけるたたら製鉄と鉄穴流しの稼業を 5 ヶ年季かぎり、運上銀 8 貫匁の条件で願い出た。龍野役所（兵庫県たつの市龍野）が同藩預地であった英田郡と勝南郡の水請村 15 ヶ村に意見を求めたところ、15 ヶ村は過去の被害を主張して鉄穴流しを認可しないよう嘆願した。	②
文化 6 年 (1809)	生谷屋武兵衛が大茅村においてたたらを経営しようとしたのにもなって、鉄穴流しの稼業を再度願い出た。生野代官所が下流の土岐山城守領分 19 ヶ村〔岩辺・豊野・松脇・瀬戸・鯉（原文：生野）・芦河内・吉田・藤生・川崎・原（原文：原林）・川北・山口・平福（原文：下福原）・北原・海内（原文：三田）・下倉敷・尾谷・福本・奥〕に打診したところ、水田耕作以外に、飲用水・牛馬養水・紙漉き・酒造・紺屋・舟運などに対しても障害を来すとして、鉄穴流しの稼業を認めないよう求めた。	①
文化 9 年 (1812)	生谷屋が海内役所（岡山県美作市海内）と土岐山城守に対して、鉄穴流しの稼業を認めるよう訴願した。その際、美作国内でも製鉄業は行われているものの「農作障りに相成候儀之なき事歴然」なこと、吉野川上流部の御林山は製鉄用にしか使えない雑木であり、「朽木に相成候」しかない現状では運上銀も上納できないので、鉄穴流しの稼業を認めてほしいこと、水請村が反対し続けるなら江戸表への出訴も辞さないこと、などが主張されている。	③
文化 10 年 (1813)	生谷屋の銀主であった大坂北浜町の豪商泉屋理助が手代を派遣し水請村の説得にあたったものの、水請村は鉄穴流しの認可に同意しなかった。生谷屋側の和田八兵衛が、鉄穴流しの不認可によって大坂の鉄問屋と泉屋理助、大茅村の鉄山労働者とその家族が困窮しているとして、鉄穴流しが認可されるよう高木善宗（職分など不詳）に援助を求めている。	④ ⑤
文化 13 年 (1816)	文化 7 年から請け負ってきた生谷屋の大茅山たたらが休山となり、大茅山たたらは村方が引き受け、その運上を大茅村が納めることになった。砂鉄は、播磨国宍粟郡西河内村の夫婦岩から搬送されていた。大茅村が砂鉄採取地を「最寄の場所」にするよう山方役人に求めたところ、西河内村は砂鉄の不足を理由に、大茅村への砂鉄の供給を拒否している。	⑥ ⑦

脚注：①本文の注 27)。②本文の注 5)、589 頁。③文化 9 年「乍恐以書附御訴訟奉申上候御事」、本文の注 8)、252-255 頁。④文化 10 年「御尋ニ付乍恐御答奉申上候御事」、本文の注 8)、255-258 頁。⑤文化 10 年「書簡」、本文の注 8)、255-258 頁。⑥文化 13 年「大茅村鉄山預手形之事」、本文の注 28)、99-100 頁。⑦文化 13 年「乍恐以書付奉申上候」、本文の注 28)、101-102 頁。

文化 6 年（1809）の生谷屋による鉄穴流しの申請に対しては、生野代官所の打診を受けた下流の英田郡の沼田藩土岐山城守領分 19 ヶ村が、「飲水並びに牛馬養水等に川水を用ひ候村方もこれ有る処、水上にて鉄砂流しこれ有り候ては、川下水濁り候間甚だ難儀仕り、旦又作間働きに紙漉稼業仕り候者並びに酒造・紺屋杯川水を以て稼業仕り候者、水濁り候ては家業相止み候様ニ相成」として、鉄穴流しの稼業を認めないよう求めた²⁷⁾（第 4 図）。そして、同 9 年に生谷屋は沼田藩の海内役所と土岐山城守に対して、鉄穴流しの稼業を認めるよう強く訴願した。翌年には、生谷屋の銀主であった大坂北浜町の豪商泉屋理助が手代を派遣し、水請村の説得にあたった。しかし、その後も、鉄穴流しの稼業を画策する動きはあったものの、水請村は鉄穴流しの認可に同意しなかった。やがて、生谷屋のたたらは休山となり、同 13 年にはその経営を大茅村が引き受けることになった。その際、宍粟郡西河内村から搬送されていた砂鉄について、大茅村は鉄穴場の近場への変更を要望した。そこで、この要望を山方役人が西河内村に打診したところ、同村は砂鉄の不足を理由に大茅村への砂鉄の供給自体を拒否している。その後、幕末まで、吉野川流域の鉄穴流しに関する記録は稼業の申請をふくめて確認できない。



第4図 文化6年における吉野川流域の鉄穴稼ぎ村と鉄穴流しに反対した水請村
資料) 第2表など

Ⅲ. 明治期における鉄穴流しと稼業制限

以上のように、19世紀初頭の吉井川上流域では、幕府領の鉄穴稼ぎ村と津山藩領などの水請村が対立する中、鉄穴流しの中止を余儀なくされた。しかし、吉井川上流域の全域が津山藩の支配地となったのち、きびしい稼業制限を受けつつも、鉄穴流しが再開されたのである。一方、上流の産鉄地が主として幕府領、下流の水請村の多くが津山藩領であり続けた加茂川流域では、18世紀中頃に降鉄穴流しは稼業でできなかったとみられる。同じように、幕府領の吉野川源流部では鉄穴流しの稼業願いが再三にわたって出されたものの、英田郡と勝南郡の龍野藩預地や沼田藩領の水請村が反対し続けた。このような状況は、明治維新後、どのように推移したのであろうか。

1. 殖産興業下での稼業状況

明治4年11月、吉井川流域の北東部は北条県に編入された。そして、同5年に鉱物の政府所有を規定した太政官布告「鉱山心得」が出され、翌年には「日本坑法」によって砂鉄採取に際して政府への申請と納税が義務づけられた(第3表)。その結果、吉井川上流域では同7年に上齋原、箱、長藤の3ヵ村で計5ヵ所の「砂鉄場」の借区開坑願いが許可されている。翌8年にも上齋原村と長藤村において新たな鉄穴場が許可されている。鉄穴場の総数を2ヵ所程度に限定していた幕末の「協

第3表 明治期の鉱業政策と吉井川流域における鉄穴流しの稼業と制限

年月	鉄穴流しの稼業状況・政策・鉱害への対応など	脚注
明治4年11月	美作国などが北条県に編入される。	
明治5年3月	太政官布告「鉱山心得」によって、鉱物の政府所有を規定する。	
明治6年7月	太政官布告「日本坑法」によって、砂鉄採取に際して申請と課税を義務づける。	
明治7年 (1874)	6月に上齋原村人形仙・輪南原谷、羽出村仙軒・奥平谷で計5ヵ所・4,660坪、10月に箱村鉄穴堀で1ヵ所・250坪の砂鉄場の借区がそれぞれ許可された。	①
明治8年 (1875)	9月に羽出村植田で砂鉄場の試掘坑、11月に上齋原村人形仙龍治谷で2,000坪、12月に長藤村庭谷で320坪の砂鉄場の借区がそれぞれ許可された。	①
明治9年2月	大茅村と中谷村の2ヵ村6ヵ所(20,700坪)で、砂鉄場の借区が許可された。	①
明治9年4月	北条県が岡山県に編入される。	
明治12年 (1879)	3月、大茅村の鉄穴流しに対して、工部省から吉野郡長へ秋彼岸から春彼岸までという稼業期間を厳守するよう布達があり、戸長は稼人の因幡国八東郡若桜宿小倉忠三郎らを注意した。また、大茅村の「坑業」によって「川筋村々井口の砂溜り取り払い手数年毎迷惑少なからず」として、休業を求められた小倉忠三郎はこれを拒否した。	②
明治12年10月	工部省第14号布告「試掘借区開坑之名称廃止通達」によって砂鉄や砂金の採取の借区切替継願いには「地元」の同意を要する規定がなされた。	
明治13年 (1880)	9月15日に吉野川上流域で「稀成大雨洪水にて川筋数ヶ所破損」し、吉野郡古町村ほかの水請村が「鉄鉱山」の休業や廃業を求めた。11月の大茅村臨時村会は、工部省布告による借区切替継願いに「地元」として同意することと、水請村の破損場を修繕するため、小倉忠三郎に対し1年間の休業を求める議決をした。小倉忠三郎がこの議決を拒絶したため、大茅村は借区切替継願いの調印を見送った。小倉忠三郎は津山区裁判所に出訴し、区裁判所は「先年より相立ち候鉱山願い続きなれば、異議なく調印致すべし」と大茅村に指示した。	③
明治17年2月 (1884)	太政官布達・同年第3号「国土保安ニ関係アル箇所ニシテ漫ニ其樹木ヲ斫伐シ鉱物土石ヲ採掘セハ他ニ障害を及ホスコト不勘ニ付(中略)其事業ヲ停止セシムルコトアルヘシ」とある。	
明治17年4月	岡山県会において、高梁・旭・吉井川流域で稼業中の砂鉄採取のうち、土砂流出の抑制策をとらないものの停止を求めた「砂鉄営業ノ儀ニ付建議」が可決された。県会議長の三村久吾が県令高崎五六に提出したこの建議には、各河川のかんがいと舟運に支障をあたえる最大の原因は鉄穴流しである。しかし、鉄穴流しを即座に停止することは「営業者ノ困難思フニ余リア」るので、「防御法ヲ施サハル漫リニ営業ヲナスモノヲ停止セラレシムルヲ希望スル」とある。	④
明治18年12月 (1885)	加茂川流域の倉見村にて隣村の阿波村寺坂信輔と伯耆国河村郡牧村の村上国太郎を稼ぎ人とする金成山たたら稼業が計画され、翌年3月、農商務省は同村天狗谷でのたたら開設を認可した。認可の際、砂鉄の入手先は、倉見村猪ノ目谷から隣村の上齋原村梅ノ木に変更された。	⑤
明治19年 (1886)	県令の千坂高雄が、わずかの砂鉄を採取するための鉄穴流しによって、山林や水源地が破壊され、莫大な量の土砂が流出しているとして、農商務省に具申した。その結果、新規の鉄穴流しの営業が禁止された。	④
明治21年1月	鉄穴場への砂留設置や跡地への植林などを義務づけた「砂鉄採取営業取締規則」を施行する。	⑥
明治24年 (1891)	上齋原村人形仙・輪南原谷・梅ノ木谷において、1～3月(労働日数45日)に6,000貫、4～6月(労働日数15日)に1,900貫、計7,900貫の砂鉄が採取された。	⑥
明治25年12月 (1892)	県会において、高梁・旭・吉井川流域における鉄穴流しの禁止を求めた「砂鉄採掘停止ノ建議」が全会一致で可決された。県会議長の林醇平が内務大臣井上馨に提出したこの建議には、明治21年「取締規則」の効果は薄く、高梁川では「最近一周年ノ調査ニ依ルニ流路ニ埋塞スル土砂實ニ拾五萬餘坪ノ多キニ至ル之レヲ河床ニ沈澱スルモノトセハ年々高三尺ヲ埋ム」状況で、「旭吉井ノ二川ノ如キハ(中略)河身埋没特ニ著シク遂ニ百七拾餘万ノ多額ノ国庫補助金ヲ上願」している。一方、「砂鉄所ハ僅々七八縣ニシテ其成生産ノ價格ハ參拾餘萬圓ニ過」ぎず、「我國ノ成鉄ハ到底輸入ニ抗スベカラズ」。このような「小利ニシテ大害アル砂鉄ヲ苦造スルノ拙業ヲ停止シ之レニ従事ノ工人ヲシテ社会有用ノ業ニ利用セバ却テ國家ノ洪益ナリ」とある。	④
明治26年4月	鉄穴流しなどの稼業条件を整備する「砂鉄採取法」を施行する。	⑦
明治29年10月 (1896)	岡山県会において、高梁川流域を岡山県に編入すべきという「県域変更ノ建議」が全会一致で可決された。県会議長の河田繁徳が内務大臣樺山資紀に提出したこの建議には、これまで県会が鉄穴流しの禁止を求めてきたものの、「今日尚其業ノ停止ヲ見ルニ至ラサルノミナラズ水源地タル廣嶋縣管内ニ於テハ保安林ノ造營土砂ノ扞止スラ殆ンド觀ラレザルニ似タリ」とある。	④
明治30年11月 (1897)	岡山県会において、高梁川流域の岡山県への編入と、採鉄禁止、高梁川改修工事への国庫支出を求めた「高梁川治水ニ関スル建議」が可決された。県会議長の河田繁徳が内務大臣樺山資紀に提出したこの建議には、三川の治水のために6万町歩の民有山林を国土保安林に編入し、同13年より約3,190町歩の山林に土砂止めの工事を施すなど、多額の支出を要していること、高梁川の「川底ハ遥ニ河畔人家ノ屋上ニ位シ」ていることなどが記されている。	④

脚注：①北条県編(1947)『北条県史』、国立公文書館蔵。②明治12年「大茅村製鉄所砂口流水期限御達并濁水切上付」、本文の注28)、219-221頁。③明治13年「鉱山借区切替願二付川筋村々ヨリ掛合手続」、本文の注28)、230-237頁。④本文の注29、235-675頁。⑤本文の注9) ①、358-364頁。⑥本文の注9) ⑤、370-388頁。⑦本文の注31)。

定」が消滅し、鉄穴場の総数は増加したのである。

一方、吉野川源流部の大茅村では、同6年に中谷村の木曾吉太郎がたたらを請け負っている。その際に大茅村と結んだ約定²⁸⁾には「鉄穴口 但 請所の内勝手次第請所外其の時々熟談の上の事」とあり、鉄穴流しが再開されている。同9年には大茅村と中谷村の6ヵ所で、鉄穴流しの借区願いが許可された。

同9年4月における北条県の岡山県への編入後も、鉄穴流しの稼業は拡大したとみられる。そして、鉄の価格が高騰した同12年には、3月に工部省が吉野郡に秋彼岸から春彼岸までとする稼業期限の厳守を求める布達を出している。同年には川堰における砂溜りを理由に、水請村が稼ぎ人である因幡国八東郡若桜宿の小倉忠三郎にたたらの休業を求めた。しかし、小倉はこれを拒否している。

同13年9月には、吉野川上流域で水害が発生し、吉野郡古町村などがたたらの休業を、さらに下流の水請村はその廃業を求めた。前年には、工部省第14号布告が出され、砂鉄採取の借区切替継願いには「地元」の同意が必要となっていた。大茅村は11月に臨時村会を開催し、小倉による借区切替継願いには「地元」として同意することと、水請村の破損箇所を修繕するために、小倉に対し1年間の休業を求める議決をした。大茅村は、たたらによる利益の確保をめざしつつ、被災した水請村に配慮したとみられる。しかし、小倉がこの議決内容を拒絶したため、大茅村は借区切替継願いの調印を見送った。そのため、小倉は津山区裁判所へ出訴するにおよんだ。同裁判所は先年より継続してきた事業であるため、借区切替継願いに調印するよう大茅村に指示した。大茅村が求めた鉄穴流しの1年間休業も、水請村が求めた鉄生産の廃業も、津山区裁判所の判断によって実現しなかったのである。

2. 岡山県会による稼業制限

明治12年には、岡山県会が開設された。当時の県による鉱業政策は判然としないものの、同17年4月の通常県会において、「砂鉄営業停止ノ儀県令ニ建議」が可決された²⁹⁾。県会が岡山県令に求めたその内容は、鉄穴流しの稼業によって、県下の3大河川である高梁・旭・吉井川の河床が急上昇し、かんがい用水と舟運の支障になっている。砂鉄採取を即座に停止することはできないので、土砂流出の対策を講じない業者に稼業停止を求める、といったものであった。

県会が鉄穴流しを問題としてとりあげはじめた同18年には、18世紀中頃以降に鉄穴流しの稼業が確認できない加茂川流域において、鉄の生産が計画された。阿波村と伯耆国河村郡牧村の稼ぎ人が、倉見村におけるたたらの開設について倉見村と合意したのである。稼ぎ人が県令を通じて出願したところ、翌年3月、農商務省は同村天狗谷でのたたらを認可した。しかし、その際には砂鉄の入手先が倉見村猪ノ目谷から吉井川上流域の上齋原村梅ノ木に変更されている。したがって、倉見村内における鉄穴流しの稼業願いは、却下されたとみられる。

同19年には、かんがい用水と舟運の支障になっている鉄穴流しの稼業制限を、県令が農商務省に求めた結果、鉄穴流しの新規営業が禁止となった。その上、同21年には「砂鉄採取営業取締規則」が出され、鉄穴流しのもたらす濁水を防ぐため、廃土を土砂捨て場へ移動させること、稼業時間以外には比重選鉱地点に水を流さないこと、地形改変地と使用後の土砂捨て場には3尺間隔で植林をすること、適切な土木工事がなされていなければ県が改善を命じること、などが定められた。

そして、同25年12月、県会は、利益が少ない反面甚大な被害をもたらす砂鉄採取という「拙業」を停止すべきとする「砂鉄採掘停止ノ建議」を内務大臣井上馨に提出した。この建議には、県会が

「砂鉄採取営業取締規則」の効果に疑問をもっていること、旭川と吉井川において同年の7月に発生した大水害による河床の埋積に対して、170万円あまりに達する国庫補助金の拠出を受けたこと、最近の中国地方における砂鉄の生産額は30万円程度にすぎないことなどが記されている。

さらに、同29年10月、県会は、内務大臣樺山資紀に対して、高梁川の河床を急上昇させている成羽川流域の砂鉄採取に対処するため、広島県下であるために施政のおよばない成羽川上流域の奴可郡と神石郡などを岡山県に編入すべきという要望を出した。当時の広島県奴可郡では民営のたたらとともに、同8年に成立した官営広島鉱山のたたらが稼業されていた。そして、17世紀末期に定数化された256の鉄穴場数が、明治中期においても維持されていたのである³⁰⁾。

翌年11月にも、県会は内務大臣に対して、岡山県が6万町歩におよぶ国土保安林を設定し、同16年度からの13年間に、地方税町村費から約13万円を拠出して3,190町歩あまりの山林における土砂止めの工事を行っているとした上で、成羽川上流域を岡山県に分属させるよう再度求めた。加えて、同26年施行の「砂鉄採取法」³¹⁾の「第6条 採取ノ事業公益ニ害アルトキハ農商務大臣ハ既ニ与ヘタル許可ヲ取消スコトヲ得」をとりあげ、3大河川流域における砂鉄採取の禁止を、内務大臣が農商務大臣に申し入れるよう要望した。その際、砂鉄採取業者は「皆農ヲ以テ主業トシ採鉄ハ畢竟副業タルニ過ギス故ニ之ガ為ニ生計ヲ失スルノ憂ハ万々之レナシトス」という主張もなされている。

県会が政府に対して3大河川における鉄穴流しの禁止を強硬に求める中、輸入鉄の圧力に加え、明治20年代はじめには釜石田中製鉄所の操業が軌道に乗り、さらに同34年には官営八幡製鉄所が操業を開始した。中国地方のたたら製鉄と鉄穴流しは縮小を余儀なくされ、各地で発生していた鉄穴稼ぎ村と水請村の対立は沈静化に向かっていったとみられる。

IV. むすび

これまで論じてきた内容を要約すると以下のとおりである。

吉井川上流域の鉄穴流しに対して、18世紀初頭以降、岡山藩や津山藩が差し止めを繰り返し求めていた。たたら製鉄の稼業地域が幕府領、下流の津山盆地が津山藩領であった文化3年には、津山藩の意向を受けた江戸評定所の裁許によって鉄生産が大幅に縮小され、やがて稼業停止に至った。ところが、同9年に吉井川上流域の全域が津山藩の支配地になると、津山藩の後押しもあって文政3年に鉄穴流しが再開された。しかし、幕末までの約50年間にわたり、鉄穴場またはたたら総数が2ヵ所程度に限定された上、鉄穴稼ぎ村は下流の村々に補償の手当を支払い続けたのである。藩主導のもと、鉄穴稼ぎ村と水請村との間には、協調体制が構築されていたといえよう。

加茂川流域では、18世紀中頃の岡山藩による鉄穴流しの差し止め以降、その稼業は確認できない。文政10年には幕府領内で鉄穴流しが申請されたものの、下流が津山藩領であったためにその稼業は実現しなかったとみられる。一方、吉野川流域では、幕府領の大茅村が文化6年に鉄穴流しを申請したものの、下流地域の一部を支配する龍野藩はそれを認めなかった。その直後には沼田藩領であった19の水請村の要求によって大茅村における鉄穴流しの稼業が認められず、鉄山経営者は撤退するに至っている。

明治期に入ると、吉井川上流域にみられた協調体制が消滅する中で、吉井川上流域と吉野川流域の各地において鉄穴流しが再開された。そして、吉井川の全流域が岡山県に編入されたのちの同13

年9月には、吉野川流域において鉄穴流しに起因するとみられた水害が発生した。被災した村々によるたたら製鉄の中止要求は、津山区裁判所によって退けられている。殖産興業政策のもと、吉井川流域における鉄穴流しの稼業制限は、大きく緩和されたといえる。

ところが、同17年に岡山県会は土砂流出の防止策をとらない鉄穴流しの停止を求め、同19年には新規の鉄穴流しの稼業を禁じた。県会は、その後、鉄穴流しの禁止にむけた姿勢を強める。その背景には、高梁川下流の河川改修に苦慮していた岡山県の実情があったとみられる。高梁川上流では、広島県奴可郡だけでも当時約250ヵ所の鉄穴流しが稼業中であり、廃土が下流の河床を急速に上昇させていたのである。

岡山県域のたたら製鉄は、江戸期における鉄穴流しの稼業制限によって大きく阻まれてきた。そして、明治中期以降には、鉄穴流しの中止を強く求める県会によって、たたら製鉄は中国地方のほかの稼業地域に先がけて縮小せざるを得なかったとみられる。岡山県域のたたら製鉄が中国地方の中でいち早く縮小した背景には、鉄穴流しの稼業制限のあり方が深く関わっていたと考えられる。中国地方におけるたたら製鉄の稼業状況やたたら立地展開に関する検討では、鉄穴流しの稼業制限にも視角をむけることが肝要である。

謝辞

立命館大学文学部の河島一仁先生は、鉄に関わる歴史地理学研究の先達として、筆者を絶えず指導下さいました。また、本稿が利用した濁水鉱害に関する史料の多くは、岡山県立高校教諭、岡山県史編纂委員、奥津町史編集委員長などを務められた故・宗森英之先生が生涯をかけて収集・公表されたものです。英文要旨の作成にあたりましては、鉄穴流しの研究を進めているYale大学学術系大学院歴史学科博士課程のJoanna Linzerさんにご指導いただきました。以上の方々に、深く感謝申し上げます。

注

- 1) 下原重仲(1784)『鐵山必用記事』、宮本常一・原口虎雄・谷川健一編(1970)『日本庶民生活史料集成・第10巻・農山漁民生活』、三一書房、561頁。
- 2) つぎの文献には、鉄穴流しの方法に関する新たな見解が示されている。①倉内 勝・松尾充晶(2020)「残存遺構からみた鉄穴流しの技術体系—島根県雲南市吉田町域を素材に一」、島根県古代文化センター編『たたら製鉄の成立過程(島根県古代文化センター研究論集・第24集)』、島根県教育委員会、91-119。②徳安浩明(2020)「斐伊川水系吉田川流域における鉄穴流しと地形改変—空中写真判読による鉄穴跡地検出法の限界と可能性—」、島根県古代文化センター編『たたら製鉄の成立過程(島根県古代文化センター研究論集・第24集)』、島根県教育委員会、121-132。
- 3) ①徳安浩明(1999)「地理学における鉄穴流し研究の視点」、立命館地理学、11、75-97。②同(2004)「地理学におけるたたら製鉄の研究動向」、たたら研究、44、40-48。
- 4) 田村啓介(1976)「タタラ製鉄」、岡山大学教育学部社会科学教室地域研究会編『中国山地の村—岡山県苫田郡上斎原村—』、地域研究、19、136-165。
- 5) 宗森英之(1982)「美作国における鉄穴稼と濁流問題」、水野恭一郎先生頌寿記念論文集『日本宗教社会史論叢』、国書刊行会、581-602。
- 6) 安藤精一(1992)「近世中国地方の公害」、安藤精一『近世公害史の研究』、吉川弘文館、189-254。
- 7) 徳安浩明(1994)「吉井川上流域における鉄穴流しと濁水紛争」、人文地理、46(6)、628-641。
- 8) 鳥羽弘毅(1997)『たたらと村—千草鉄とその周辺—』、千種町教育委員会。
- 9) ①加茂町編(1975)『加茂町史・本編』、同町、348-370頁。②西粟倉村史編纂委員会編(1984)『西粟倉

- 村史・前編』、同村、253-285 頁・697-714 頁。③岡山県編（1985）『岡山県史・第 10 巻・近代 1』、同県、555-568 頁。④岡山県編（1987）『岡山県史・第 7 巻・近世 2』、同県、374-418 頁。⑤上齋原村編（2001）『上齋原村史・通史編』、同村、214-258 頁・370-388 頁、（執筆者：徳安浩明）。⑥奥津町編（2005）『奥津町史・通史編・上巻』、同町史編集委員会、281-340 頁。⑦奥津町編（2007）『奥津町史・資料編』、同町史編集委員会、246-279 頁。⑧鏡野町史編集委員会編（2008）『鏡野町史・史料編』、同町、438-448 頁。⑨鏡野町史編集委員会編（2009）『鏡野町史・通史編』、同町、474-482 頁。
- 10) 徳安浩明（2011）「19 世紀における伯耆国日野川流域の鉄穴流しにともなう水害と対応」、人文地理、63（5）、391-411。
- 11) 前掲 7)。
- 12) 文化 3 年「差上申済口証文之事」、鏡野町上齋原・草刈家文書、前掲 9) ⑦、255-258 頁。
- 13) 文政 3 年「差上申再熟談済口証文之事」、鏡野町奥津川西・三浦家文書、前掲 9) ⑦、259-260 頁。
- 14) 東城町史編纂委員会編（1991）『東城町史・第三巻・備後鉄山資料編』、同町、144 頁。
- 15) つぎの文献によると、元禄 14 年（1701）以降、奴可郡では、「吹役」と「鉄穴役」として 169.212 石の「鉄山役高」が領知高に組み込まれていた。土井作治（1982）「広島藩営鉄山の成立とその構造」、渡辺則文編『産業の発達と地域社会』、溪水社、195 頁。
- 16) 文政 8 年「覚」、鏡野町上齋原・田渕家文書、前掲 9) ⑦、262-269 頁。
- 17) 文政 8 年「鉄山高取調書上帳」、同田渕家文書、前掲 9) ⑦、273-275 頁。
- 18) 文政 8 年「差上申鉄山稼熟談証文之事」、真庭市蒜山上徳山・徳山家文書、岡山県編（1989）『岡山県史・第 23 巻・美作家わけ文書』、同県、1157-1158 頁。
- 19) 前掲 9) ⑤、256 頁。
- 20) 前掲 9) ①。
- 21) ①延享 4 年「覚」、津山市矢吹家文書、山中一揆顕彰会編（1956）『第一回山中一揆調査史料』、同会、9 頁。②前掲 5)、584-587 頁。
- 22) 前掲 5) によると、19 世紀中ごろの岡山藩は、勝山藩領の旭川上流域における鉄穴流しの停止を執拗に求めている。しかし、近世後期には、岡山藩が吉井川流域の鉄穴流しを差し止めようとした記録はない。これには旭川とはちがって、吉井川が岡山の城下町を貫流しないことも関係していよう。しかし、吉井川上流域の鉄穴流しが、中国地方の他の河川流域と比べて、きわめてきびしい稼業制限下にあったことも密接に関わっていたとみてよいであろう。
- 23) 前掲 9) ①、354-358 頁。
- 24) 前掲 9) ②、254-285 頁。
- 25) 文化 2 年「乍恐以書附奉願上候事」、美作市道真家文書、前掲 9) ②、267-268 頁。
- 26) 前掲 5)、588-590 頁。
- 27) 文化 9 年「乍恐以書附御歎奉申上候御事」、英田町史編纂室所蔵文書、前掲 8)、248-252 頁。
- 28) 明治 6 年「鉄山村議定書之事」、西栗倉村大茅公民館保管文書、井口二四雄・鳥羽弘毅（1983）『たたらと村と百姓たち一千草鉄関係史料集一』、千草町教育委員会、190-192 頁。
- 29) 岡山県会に関する引用は、すべてつぎの文献による。岡山県編（1906）『岡山県会史・第 1 編』、岡山民報社、235-675 頁。
- 30) たとえば、明治 29 年「砂鉄業ニ関スル書類」、東城町役場所蔵文書、前掲 14)、867-871 頁。
- 31) この法律については、つぎの文献に詳しい。加地 至（2007）「砂鉄採取法の成立と在来製鉄業」、たたら研究、47、43-59。

（ヴィアートル学園洛星中学・高等学校 立命館大学非常勤講師）

Iron Sand Mining (*kanna-nagashi*) and Limitations on its Operation in the Yoshii River Basin during the 19th Century

by
Hiroaki Tokuyasu

Until the beginning of the 20th Century, ironmaking in Japan relied on the traditional iron sand smelting method known as *tatara* ironmaking. Iron sand was collected by breaking up weathered granite and performing a process of ore selection in running water. This method of mining is known as *kanna-nagashi*.

In this essay, I examine the operation of *kanna-nagashi* and restrictions placed on it in the Yoshii River basin of northeastern Okayama Prefecture, considering the approaches both of the Tokugawa Shogunate and domains and of the Meiji state. During the Tokugawa Period, the jurisdiction of the Yoshii River Basin in Mimasaka Province (encompassing the upper reaches of the Yoshii River, the Kamo River basin and the Yoshino River basin) was highly complex. Okayama Domain in Bizen Province occupied the lower reaches of the river—that is, the area subject to environmental damage from *kanna-nagashi*.

During the 18th century, Okayama and Tsuyama Domains made repeated demands to halt *kanna-nagashi* in the upper Yoshii River basin. In 1803, when the basin's ironmaking areas were under the shogunate's jurisdiction, the *Hyōjōsho* acceded to the wishes of Tsuyama Domain, which held territories further downstream, and ordered a significant reduction in ironmaking. However, in 1820, after the entire span of the upper Yoshii River basin came into the jurisdiction of Tsuyama Domain, ironmaking revived, now with the backing of Tsuyama Domain. Still, until the beginning of the Meiji Period, *kanna-nagashi* was limited to just two mines, and the villages practicing *kanna-nagashi* continued to pay compensation fees to downstream villages.

In the Kamo River Basin, Okayama Domain halted *kanna-nagashi* around the middle of the eighteenth century. Although there were plans to start up *kanna-nagashi* operations in shogunal territories in 1827, with Tsuyama Domain governing territories further downstream, these never came to fruition. A similar case occurred in 1809 in the Yoshino River basin between shogunal territories upstream and Kōzuke Numata Domain downstream.

In the Meiji Period, permission was granted under new mining laws to perform *kanna-nagashi* at six sites in the upper Yoshii River basin in 1874, and at six more sites in the Yoshino River basin in 1876. After 1876, when the Yoshii River basin was incorporated into Okayama Prefecture, *kanna-nagashi* operations continued to expand.

Starting in 1884, however, the Okayama Prefectural Assembly began taking a hardline stance, aiming towards banning *kanna-nagashi*. The context for this included that, in the upper reaches of the Takahashi River basin, more than two hundred fifty mines operated in Nuka District, Hiroshima Prefecture alone at that time, and the waste dirt from these mines was rapidly raising the riverbed downstream. The development of *tatara* ironmaking in Okayama Prefecture had already been greatly hindered due to Tokugawa-period limits on *kanna-nagashi*; in the Meiji period its operation was bound to dwindle faster here than in other regions.